

令和4年度 苫小牧市要保護児童対策地域協議会代表者会議次第

日 時：令和4年6月15日（水） 13時30分～15時00分
場 所：職員会館3階304

I 開 会

II 挨拶 苫小牧市要保護児童対策地域協議会 会長 松村 順子

III 報 告

- 1 令和3年度事業報告について
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通報受理及びその対応について
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

IV 議 題

- 1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について
- 2 令和4年度事業計画（案）について

V 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 板橋 潔氏

「室蘭児童相談所苫小牧分室の設置から1年が経って」

令和4年度

苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時 令和4年6月15日(水)

苫小牧市要保護児童対策地域協議会
(健康こども部こども相談課)

< 目 次 >

I 報 告

- 1 令和3年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通報受理及びその対応について・・・・ 8
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について・・・・・・・・・・・・ 9

II 議 題

- 1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について・・・・ 10
- 2 令和4年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

III 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 板橋 潔

「室蘭児童相談所苫小牧分室の設置から1年が経って」

§ 資 料

資料1 北海道室蘭児童相談所統計資料 ほか

資料2 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱(案)

I 報 告

1 令和3年度事業報告について

昨今の児童福祉行政を取り巻く状況は、児童相談所における児童虐待相談対応件数が毎年増加の一途を辿っており、児童虐待の未然防止や早期発見の観点からも市町村に求められる役割は大きくなっています。

平成28年に改正された児童福祉法においては、市町村の役割が明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、継続的なソーシャルワーク等を行う拠点の整備に努めることが規定されました。本市においては、いち早く平成31年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、室蘭児童相談所及び各関係機関との連携のもと対象者への支援を行ってきました。

令和3年1月には、「苫小牧市子ども相談センター」を開設するとともに、「苫小牧市子どもを虐待から守る条例」を施行いたしました。

令和3年度は苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発事業として、11月には子どもを虐待から守るシンポジウムを開催し、社会全体で子どもを守るという本市全体の意識醸成に努めるほか、条例の周知啓発を通年で行いました。

苫小牧市要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を図るため、本協議会の事務局及び子ども家庭総合支援拠点の機能も担う、当課の事業計画及び活動報告についてご説明させていただきます。



<シンポジウムの様子>



<虐待防止推進月間（市役所）>

【会議等の開催状況】

○代表者会議(書面会議)

6月3日

○実務者会議(計15回開催)

研修「初任者研修」	7月12日	106人
研修「幼稚園及び保育園の職員を対象とした児童虐待対応研修」 児童虐待チェックリスト研修	11月9日 11月10日	計39人
研修「虐待対応研修:市立病院と共催」	11月13日	43人
研修「虐待対応研修:トラウマインフォームドケア」	1月31日	22人
研修「虐待対応研修:福祉と教育の連携」	2月24日	25人
健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議 (6月、10月、12月、3月)	計4回	
生活支援室との連携会議 (6月、10月)	計2回	
室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議 (5月、8月、11月、3月)	計4回	

○個別ケース検討会議(計74回開催)

	虐待		その他の要因		合計	
	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数
R3年度	22	41	52	95	74	136

○代表者会議

代表者会議では、令和2年度の事業報告及び同3年度の事業計画について書面会議として実施しました。

○実務者会議

実務者会議は、研修会や連携会議の形で15回実施しました。

11月9日、10日には幼稚園保育園等の職員を対象とした児童虐待チェックリストの研修会を開催しています。平成29年度に児童虐待チェックリストを作成し、継続して利用できるよう、毎年研修会を開催しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、要対協の各関係機関を招く実務者会議(初任者研修、児童虐待対応研修)は、オンライン研修としながらもオンライン環境がない機関は、会場参加も可能とするなど多くの参加ができるような開催方法を工夫しました。

令和4年1月31日には、中央児童相談所地域支援課相談支援係の竹岡由比氏より、トラウマインフォームドケアを活かした支援について講話があり、トラウマという視点で保護者、児童の行動

を分析し、アプローチしていくことで困難な事例でも解決につなげていく可能性が広がっていくことなど助言をいただきました。

令和4年2月24日には、藤女子大学人間生活学部保育学科・子ども教育学科の小山和利教授より、福祉と教育の連携において起こりうる事例を丁寧に解説いただき、どのようにすれば改善していけるかについて具体的にわかりやすく教えていただきました。

健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議は、各機関が把握している支援を要する家庭について情報共有し、必要に応じて地域での見守り確認依頼や、児童相談所、医療機関等と連携した対応を行っています。また、支援を要する妊婦についても、チェックリストを活用することで早い段階で把握できるようにしています。特に支援が必要な妊婦は、個別ケース検討会議を開き、対応について検討しています。4回目の会議より王子総合病院も連携会議に加わり、より厚みのある情報共有につながっています。

生活支援室との連携会議は、生活保護を受けている子育て世帯で心配な家庭をリストアップし、情報共有に努めています。

室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議は、通告のあったケースや児童養護施設活用中のケース等を台帳管理し、台帳に記載されている全ケースについて対応状況を確認しています。

○個別ケース検討会議

個別ケース検討会議では、ケースの情報共有や支援方針の検討、支援体制の確認等を行っています。

支援方針の検討には平成27年度より家族支援手法を取り入れ、家族の持つストレングス(強み)に着目した展開に努めています。また、支援体制の確認では、各機関に認識のズレが生じないようにホワイトボードを活用し、役割分担や期限などの確認を参加者全員で行っています。

令和3年度は74回開催し、虐待に関するものは22回でした。虐待はもとより、虐待以外のケースにおいても精神疾患や障がい、経済的問題等様々な課題が重複している場合が多く、多機関の協力が不可欠となっています。

【啓発活動等の状況】

○苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発事業

実施月日	実施内容	備考
7月～ 8月31日	○小学生への児童虐待等に係る知識普及 ・地域で見守る！ほっ苫コンテスト開催(小学5、6年生対象) (大賞作品を使用し、児童虐待防止啓発グッズ作成)	応募180件
11月	○中学生への児童虐待等に係る知識普及 ・漫画を使用した啓発リーフレット配布	

11月6日	・子どもを虐待から守るシンポジウム開催	120名参加
通年	○児童虐待防止啓発グッズ(ほっ苦コンテスト大賞作品使用) ・車用ステッカー配布 ・ほっ苦バッジ配布(地域で見守る!子育て支援講座受講者へ配布) ○市民への児童虐待等に係る知識普及 ・地域で見守る!子育て支援講座(出前講座)の開設 ・子育て世帯支援カード配布	

○児童虐待防止推進月間

実施月日	実施内容	備考
11月1日 ～ 11月30日	○児童虐待防止推進月間の啓発活動の実施 ・市内事業所に啓発ポスターの配布・掲示依頼 ・オレンジリボン(シンボル)の市役所窓口職員等への配布、携行 ・小学生、中学生に啓発リーフレット配布 ・市立病院共催「苦小牧市子ども虐待対応研修」 ・虐待防止看板設置 ・広報とまこまい11月号に相談機関情報掲載	
11月1日 ～ 11月11日	・市内施設2か所をオレンジ色にライトアップ (苦小牧信用金庫本店、ふれんどビル)	
11月1日	○街頭啓発活動の実施 ・児童虐待防止の標語入りポケットティッシュ2,000個をイオンサービスカウンターに設置し配布	

○出前講座

10月6日	テーマ:「児童相談業務について」 受講者:苦小牧のぞみ幼稚園教職員 派遣職員:こども相談課 立花優樹	15名参加
10月12日	テーマ:「苦小牧市における児童虐待の現状と児童相談所分室について」 受講者:苦小牧市民生委員児童委員協議会 派遣職員:こども相談課 牧野武博	100名参加
12月10日	テーマ:「子育て講座stepダイジェスト版」 受講者:日本生命保険相互会社苦小牧支社顧客、職員等 派遣職員:こども相談課 立花優樹、伊澤好美	17名参加

12月20日	テーマ:「苫小牧市の児童虐待とその現状について」 受講者:王子総合病院付属看護専門学校2年生 派遣職員:こども相談課 赤木諄	39名参加
1月6日	テーマ:「児童虐待について(予防の取り組みを中心として)」 受講者:副園長、子育て支援センター職員 派遣職員:こども相談課 牧野武博	4名参加
3月28日	テーマ:「子育て講座stepダイジェスト版」 受講者:苫小牧市議会議員 派遣職員:こども相談課 立花優樹	12名参加

○子育て講座「step」(通常講座)

6月	受講者:一般市民 講師:こども相談課 立花優樹、佐藤裕美子	6名参加
10月	受講者:一般市民 講師:こども相談課 牧野武博、今成 みゆき、佐藤 雅司	3名参加

○子育て講座「step」(ダイジェスト講座)

8月26日	受講者:一般市民 講師:こども相談課 伊澤好美	3名参加
12月18日	受講者:一般市民、児童相談所職員 講師:こども相談課 赤木諄、立花優樹	15名参加
3月26日	受講者:一般市民 講師:こども相談課 立花優樹、赤木諄	14名参加

広報での周知のほかに年度途中から、SNSも活用することで市民への浸透を図り、集客を行うことができました。また、困っている家庭のニーズに応じて個別の講座も実施しました。

○子どもを虐待から守る条例啓発事業

苫小牧市子どもを虐待から守る条例の基本理念をもとに、児童虐待のないまちを目指すため、全市的な意識醸成や知識の普及を図ることを目的に、年間を通して啓発活動を行いました。

小学5,6年生を対象に「みんなを温かく見守る」をテーマとしたデザインコンテストを開催し、大賞作品を用いて児童虐待防止啓発グッズ(缶バッジ「ほっ苫バッジ」、車用シール)を作成し、配布しました。応募のあった全作品を11月の児童虐待防止推進月間の看板に活用させていただきました。また、中学生向けに漫画を用いた啓発リーフレットを配布することで、児童虐待等に係る知識普及を図りました。

子育て世帯に対しては、条例と子育て支援施策を1つのカードに集約した「子育て世帯支援カード」を作成し、市内コミセン等に設置するなどの取り組みを行いました。

11月に開催したシンポジウムでは、デザインコンテストの表彰式を皮切りに、子どもの虹情報研修センター長 川崎 二三彦氏の基調講演、「子どもを虐待から守る条例を活かす～地域で親と子を支える～」をテーマとしたパネルディスカッションを行い、会場とオンライン合わせて120名の方に参加をしていただき、地域で親と子を支えることの重要性について理解を深めていただきました。

○児童虐待防止推進月間

11月の児童虐待防止推進月間は市内公共施設にポスター掲示依頼、市内大型店での児童虐待防止啓発ポケットティッシュ 2,000個を設置し配布したほか、市内施設のオレンジ色ライトアップや市役所本庁舎前の道路沿いに看板設置するなど虐待の未然防止を呼び掛けました。

本庁舎1階で実施した啓発活動は市民が看板にオレンジリボンを貼れるようにするなど市民参加型のものとし、用意したオレンジリボン 487個が貼られ、新聞にも報道されるなどの反響がありました。市民にはリボンを貼っていただくことで児童虐待に対する意識醸成が図られたほか、児童相談所全国共通ダイヤル 189、通称「いちはやく」の周知ができたりと、相応の効果があったものと思われまます。庁舎1,2階職員がオレンジリボンを各自が見える部分に身に着けるなど庁舎をあげて虐待の未然防止のアピールを行いました。

○出前講座

出前講座は6件依頼がありました。児童虐待に関する講座で、地域支援や家族支援等、それぞれの観点で講座を行いました。初めての企業と共催した講座を開催しました。

また、児童虐待の現状、地域支援の必要性を理解してもらうことを目的とした「地域で見守る！子育て支援講座」を新設しました。講座受講者には「ほっ苦バッジ」を配布し、子育て世帯を地域社会から孤立させないように見守りをお願いしています。

○子育て講座「step」

一般市民への児童虐待の予防・未然防止として行っている子育て講座は5回行いました。

講座は、暴力や暴言を使わず、子どもに対する保護者の言葉かけや行動を変容させることで、より良い親子関係を築けるような親教育プログラムで、虐待の未然防止に効果があると考え、平成26年度から実施しています。参加者からは、「ヒントをたくさんもらえました」「もっと多くの人に知ってもらいたい講座」「グループワーク等、一緒に考える時間があるので良かったです」など高い評価をいただいています。

新型コロナウイルス感染拡大によるまん延防止等重点措置を受け、一部実施予定だった講座は中止したものの、まん延防止等重点措置解除後には、追加でダイジェスト講座を実施しました。

2 苫小牧市における児童虐待相談の通報受理及びその対応について

(単位：人)

		R元年度	R2年度	R3年度
受付件数		207	186	216
対応件数		246	182	208
未処理人数(年度末時点対応中)		0	4	12
発見状況 (通告者)	家族・親族	25	6	3
	本人	0	3	1
	近隣・知人	39	56	65
	民生・児童委員	1	2	0
	警察	2	3	0
	保健所	0	0	0
	学校	81	40	53
	幼稚園・保育園	16	18	11
	医療機関	19	1	26
	市(他課)	27	9	13
	児童相談所	31	43	20
	その他	5	1	16
合計		246	182	208
主な虐待者	実父	43	45	49
	実父以外の父	22	17	16
	実母	177	115	138
	実母以外の母	4	3	1
	その他	0	2	4
合計		246	182	208
内容	身体的	52	39	46
	養育怠慢・拒否	101	37	54
	心理的	91	106	104
	性的	2	0	4
合計		246	182	208
年齢別	0～3歳未満	41	38	38
	3～未就学児	63	41	44
	小学生	101	77	92
	中学生	25	13	19
	高校生・その他	16	13	15
合計		246	182	208
対応内容	助言指導	205	147	188
	継続指導	11	27	7
	他機関斡旋	6	0	0
	児童相談所送致	24	8	13
	その他	0	0	0
合計		246	182	208

一時保護件数

(単位：人)

		R元年度	R2年度	R3年度
全 件		63	50	45
(再掲)虐待による一時保護		43	33	20

注) 苫小牧市が対応したケースで一時保護に至った件数

○苫小牧市における児童虐待相談の通報受理及びその対応について

令和3年度は児童虐待通報を 216 件受け付け、全件子どもの安全確認を行っています。

対応件数は 208 件となっていますが、令和 2 年度の未処理人数を加え、令和 4 年度へ繰り越した未処理人数を差し引いたものです。この対応件数とは、受け付けた通報に対し、助言指導、児童相談所送致等何らかの対応方針が決定した時点でカウントするもので、対応方針決定前は未処理人数にカウントされません。

【発見状況】

発見状況は、近隣・知人、医療機関、その他からの通告が増加しています。その他として、児童相所サービス事業所から傷あざや、ライフラインの停止を発見し、連絡をもらうケースがありました。

【内容】

内容では、昨年同様心理的虐待が半数を占めています。きょうだいに対する暴力等の目撃に加えて、近隣からの泣き声等の通告が多いことが要因となっています。

ネグレクトについては、既に(継続して)対応している世帯の割合が多く、元年度の半数ほどの人数となっていますが、ごみ屋敷や夜間放置などの通告が一定程度あり、前年比 146%となりました。

【年齢別】

年齢別では、例年と同様小学生が多くなっており、学校と作成した台帳をもとに情報交換することで、連携強化を維持しています。

【対応内容】

継続指導の内容は、支援を要する家庭に養育支援訪問事業を活用したり、親子間の関係を安定させるため相談員が定期的に訪問したりするなどしています。

【一時保護件数】

一時保護の件数は、令和 3 年度は 45 人で、そのうち 20 人が虐待による一時保護でした。虐待による一時保護は、身体的虐待が最も多く、「子どもが家に帰りたくないと言っている」や「傷が虐待によるものなのか、事故によるものなのか不明」といったケースなどに対応しました。虐待以外の一時保護では「もう子どもの面倒を看ることができない」といった訴えに対応したケースがありました。

3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

令和 2 年度の児童虐待相談対応状況等について報告します。 資料 1

Ⅱ 議 題

1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について

社会問題化している児童虐待への対応をより一層強化するため、「福祉部介護福祉課」「社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会」と「苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会」を構成機関に追加するため関係規定の整理を行います。

【新旧対照表】

○別表

苫小牧市要保護児童対策地域協議会の関係機関

改正案		現行	
区分	関係機関	区分	関係機関
国又は地方公共団体の機関 (法第 25 条の 5 第 1 号)	略	国又は地方公共団体の機関 (法第 25 条の 5 第 1 号)	略
	<u>福祉部介護福祉課</u>		
	略		略
法人 (法第 25 条の 5 第 2 号)	略	法人 (法第 25 条の 5 第 2 号)	略
	<u>社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会</u>		
その他の者 (法第 25 条の 5 第 3 号)	略	その他の者 (法第 25 条の 5 第 3 号)	略
	<u>苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会</u>		

○苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱（案）

資料 2

2 令和4年度事業計画（案）について

家庭の中で、子どもの生命の安全が脅かされる深刻かつ、取り返しのつかない事件が発生しています。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業等が行われている中、生活不安・ストレスにより、児童虐待の増加や深刻化が全国的に懸念されています。

こうした状況の中、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を適切に保護し、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応の効果促進を図るため、次の事業を実施します。

(1) 関係機関との連携強化

ア. 代表者会議の開催

行政機関・民間団体・地域住民との緊密な連携と相互の協力がとれるよう、関係機関の代表者による代表者会議を開催し、協議会の組織及び運営の全般について協議します。

イ. 実務者会議の開催

関係機関の実務を担当する者で実務者会議を開催し、要保護児童の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握と支援体制作りの検討及び研修会を実施します。

ウ. 個別ケース検討会議の開催

複雑多様化する児童虐待等に対応するために、医療機関・民生委員・主任児童委員・学校・保育園・幼稚園等との連携の強化を図り、情報の共有化に努めるとともに、最も効果的な個々の支援を検討するための個別ケース検討会議を積極的に開催します。

エ. 切れ目のない支援体制の構築

各年代と関わる機関との情報交換や連携体制を作り、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応を図ります。

○出産前

健康支援課、市立病院、王子総合病院と連携し、特定妊婦把握のためのチェックリストを活用することで、支援が必要と思われる家庭のアセスメントを行います。

○出産後～就学前

健康支援課と連携し健診未受診家庭等のハイリスク家庭の情報共有を行います。幼稚園、保育園等と心配な家庭チェックリストを活用し、こども相談課との連携強化に努めます。

○就学後

全小中学校と要保護児童進行管理台帳を作成し、早い段階から心配のある家庭の把握に努めます。

○全年齢

児童相談所と対応中のケースについて、対応状況の確認を行います。

○生活保護世帯

生活支援室と連携し、情報共有リストを活用することで、保護者が不安を抱えている家庭や支援が必要と思われる家庭について、定期的な情報共有を行います。

オ. 合同研修会の実施

令和3年度から子ども相談課と北海道室蘭児童相談所苫小牧分室での合同研修を行い、子どもを虐待から守るための土台となる知識の習得に努めています。市役所の機能や資源、面接技法の学習、護身術など多種多様な内容を今年度も検討しています。

カ. 機関誌の発行

関係機関との連携強化を目指し、児童虐待等に関する機関誌で情報を発信します。

(2) 啓発・予防活動の実施

ア. 児童虐待防止の推進啓発の実施

大型店などで児童虐待防止啓発ポケットティッシュを設置し配布するほか、市内公共施設にポスター掲示依頼、懸垂幕、看板等を掲示します。また、市役所やホームページ、広報とまこまいでのPRなど、積極的にオレンジリボンキャンペーンを展開し、周知に努めます。

新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、当面の間は、大型店の協力を仰ぎながら児童虐待防止啓発ポケットティッシュを設置し配布する方法で実施する予定です。

イ. 出前講座の実施

要望に応じて、児童虐待に関する知識や情報を提供し、児童虐待防止に関する意識の醸成を図るため出前講座を実施します。

ウ. 子育て講座(step)の実施

平成26年度から実施し、子育てにおいてイライラが減る等の評価を得ている当該プログラムについて、子育て支援及び児童虐待予防として実施します。

(3) 苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発の実施

子育て支援講座を実施

市民や会社員等を対象とした子育て支援講座を実施し、受講者には小学生がデザインした児童虐待防止啓発グッズ(缶バッジ「ほっ苦バッジ」)を配布し、地域における子育て世帯の見守りに協力していただきます。

講座の内容は、本市における虐待相談の状況や事例、虐待を受けている子どもへの理解や地域支援の必要性など、全市民が一体となって取り組めるものとなっています。

受講者には、困っている様子の親子に声をかけ、話を聞いていただいたり、必要に応じて子ども相談課につないでもらうなど、子どもと保護者の見守りなどの役割を期待しています。

○令和4年度事業計画(月別)

実施月日	事業内容
随時開催	個別ケース検討会議、出前講座、子育て支援講座
5月	室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修 子育て講座(step)ダイジェスト講座
6月	代表者会議(会場・リモート開催) 全小中学校との情報連携 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議 健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修 子育て講座(step)通常講座
7月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象) 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修
8月	健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議 児童虐待チェックリスト研修会(幼稚園、保育園、認定こども園等対象) 全小中学校との情報連携 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修 子育て講座(step)ダイジェスト講座
9月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象) 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修 子育て講座(step)通常講座
10月	室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修
11月	児童虐待防止推進月間の各種啓発活動(ポケットティッシュ配布等) 虐待対応研修会(市立病院共催、主に医療機関対象) 全小中学校との情報連携 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修
12月	健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修 子育て講座(step)ダイジェスト講座
令和5年 1月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象) 子育て講座(step)通常講座
2月	健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議
3月	室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議 全小中学校との情報連携

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止または変更になる場合があります。

令和2年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況

[R3.9.8時点]

1 相談対応件数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	対前年度
全国	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029	105.8%
全道	1,711	2,089	3,014	3,900	4,825	5,133	5,652	6,396	6,256	97.8%
道児相	1,276	1,687	1,855	2,420	3,027	3,220	3,767	3,995	3,694	92.5%
札幌市	435	402	1,159	1,480	1,798	1,913	1,885	2,401	2,562	106.7%
室蘭児相	242	224	245	321	426	442	597	513	531	103.5%
通告件数	387	377	389	465	562	597	644	808	604	74.8%

2 経路別通告件数

	家族親戚	虐待者本人	児童本人	近隣知人	児童委員	福祉事務所	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設等 児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
R2年度	18	17	1	73	0	36	22	80	1	10	1	326	17	2	604
R1年度	35	0	3	68	0	51	26	61	0	15	1	519	28	1	808
H30年度	20	2	0	74	0	39	42	52	1	7	0	398	9	0	644
H29年度	24	0	2	50	0	25	28	25	0	11	1	392	26	13	597

3 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待		合計	
R2年度	85	16.0%	356	67.0%	88	16.6%	2	0.4%	531	100%
R1年度	74	14.4%	342	66.7%	88	17.2%	9	1.8%	513	100%
H30年度	80	13.4%	419	70.2%	95	15.9%	3	0.5%	597	100%
H29年度	57	12.9%	324	73.3%	57	12.9%	4	0.9%	442	100%

*留意点1: 件数は児童数
(例)ネグレクト3人兄弟→3件
*留意点2: 同一児童
複数カウント有

(2) 虐待者別件数

	実父		実父以外の父		実母		実母以外の母		その他		合計	
R2年度	245	46.1%	47	8.9%	159	29.9%	1	0.2%	79	14.9%	531	100%
R1年度	244	47.6%	58	11.3%	198	38.6%	6	1.2%	7	1.4%	513	100%
H30年度	297	49.7%	80	13.4%	202	33.8%	2	0.3%	16	2.7%	597	100%
H29年度	225	50.9%	47	10.6%	140	31.7%	3	0.7%	27	6.1%	442	100%

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0～3歳未満		3歳～学齢前		小学生		中学生		高校・その他		合計	
R2年度	97	18.3%	141	26.6%	181	34.1%	69	13.0%	43	8.1%	531	100%
R1年度	114	22.2%	97	18.9%	182	35.5%	60	11.7%	60	11.7%	513	100%
H30年度	168	28.1%	140	23.5%	183	30.7%	72	12.1%	34	5.7%	597	100%
H29年度	104	23.5%	97	21.9%	148	33.5%	47	10.6%	46	10.4%	442	100%

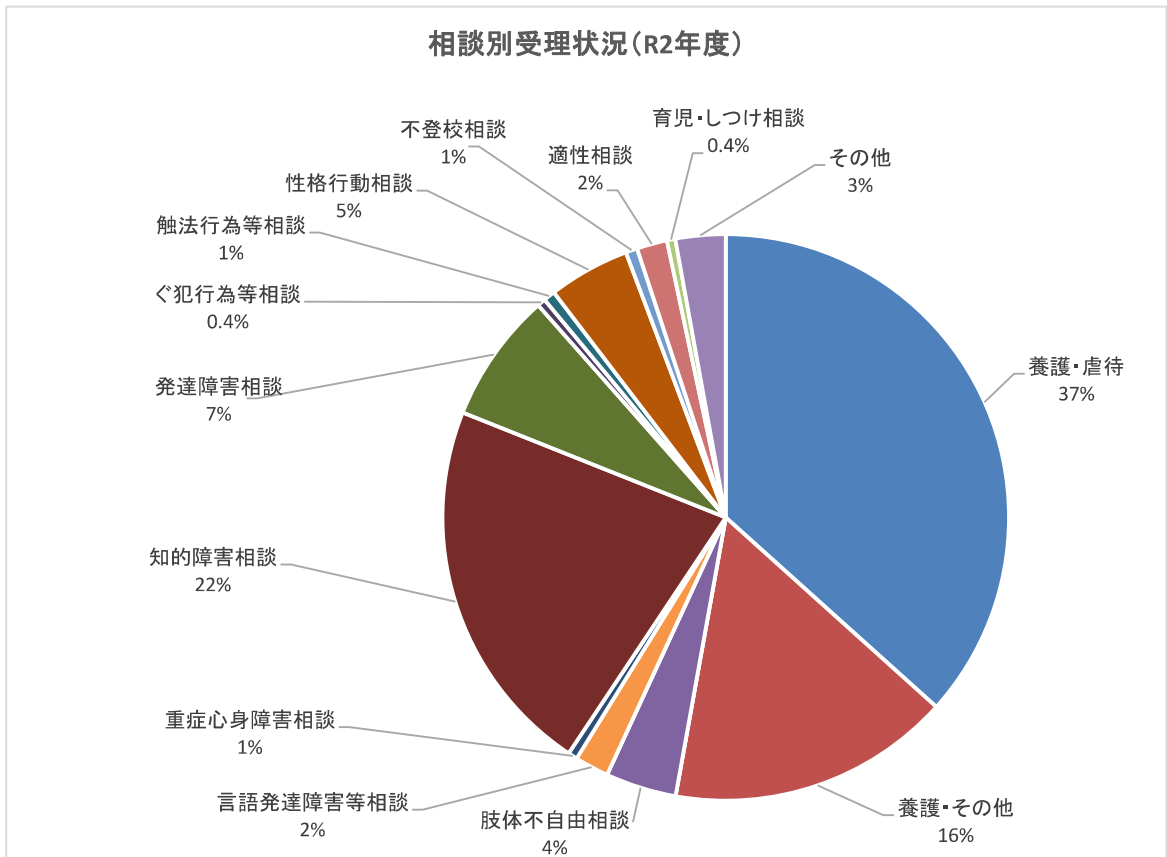
(4) 相談対応結果別件数(措置/指導等)

	養護施設/乳児院等		里親委託/ファミリーホーム		2号指導		継続指導		助言指導		その他		合計	
R2年度	15	2.8%	5	0.9%	9	1.7%	9	1.7%	485	91.3%	8	1.5%	531	100%
R1年度	23	4.5%	3	0.6%	29	5.7%	12	2.3%	436	85.0%	10	1.9%	513	100%
H30年度	19	3.2%	7	1.2%	16	2.7%	3	0.6%	541	90.6%	11	1.8%	597	100%
H29年度	15	3.4%	3	0.7%	8	1.8%	7	1.4%	403	91.2%	6	1.4%	442	100%

令和2年度室蘭児童相談所相談受理状況

相談種別受理件数(過去5年分)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
養護相談	虐待	467	433	528	654	551
	その他	228	266	256	237	243
	小計	695	699	784	891	794
保健相談		0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	51	58	64	65	61
	視聴覚障害相談	0	0	1	1	0
	言語発達障害相談	34	33	31	30	29
	重症心身障害相談	10	18	15	8	8
	知的障害相談	200	223	300	367	326
	発達障害相談	240	181	241	225	112
	小計	535	513	652	696	536
非行相談	ぐ犯行為等相談	27	27	20	15	7
	触法行為等相談	15	16	6	6	10
	小計	42	43	26	21	17
育成相談	性格行動相談	76	67	70	47	70
	不登校相談	19	19	13	7	10
	適性相談	50	43	59	22	26
	しつけ相談	9	10	10	8	7
	小計	154	139	152	84	113
その他の相談		11	18	12	21	43
合計		1,437	1,412	1,626	1,713	1,503



令和2年度 市町村別相談種別受理状況

		養護		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	合計
			再掲(虐待)		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
胆振総合振興局管内	室蘭市	141	116	0	12	0	12	0	61	22	0	0	13	4	1	1	5	272
	苫小牧市	422	234	0	30	0	4	4	128	49	2	7	26	4	13	4	25	718
	登別市	43	38	0	5	0	0	2	25	9	1	1	3	1	1	0	2	93
	伊達市	46	44	0	5	0	4	0	28	8	0	1	5	0	0	1	3	101
	小計	652	432	0	52	0	20	6	242	88	3	9	47	9	15	6	35	1184
	豊浦町	9	7	0	0	0	0	1	2	4	0	0	0	0	1	0	1	18
	洞爺湖町	7	4	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	11
	壮瞥町	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7
	白老町	26	21	0	1	0	0	0	8	3	0	0	4	0	0	0	1	43
	安平町	4	4	0	1	0	1	0	5	5	0	0	0	1	0	0	0	17
	厚真町	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	4
	むかわ町	8	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	12
	小計	61	45	0	3	0	1	1	20	13	0	0	6	1	4	0	2	112
	合計	713	477	0	55	0	21	7	262	101	3	9	53	10	19	6	37	1296
日高振興局管内	日高町	23	23	0	2	0	4	0	7	0	1	0	0	0	1	0	1	39
	平取町	3	2	0	0	0	0	0	5	2	0	0	2	0	2	0	0	14
	新冠町	3	3	0	0	0	0	1	6	2	0	0	3	0	0	0	0	15
	浦河町	5	5	0	0	0	1	0	10	0	0	0	1	0	2	0	0	19
	様似町	6	6	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	えりも町	3	2	0	1	0	0	0	4	0	0	0	2	0	1	0	0	11
	新ひだか町	32	30	0	3	0	2	0	27	7	2	0	6	0	1	0	5	85
	小計	75	71	0	6	0	8	1	62	11	3	0	14	0	7	0	6	193
管外	6	3	0	0	0	0	0	2	0	1	1	3	0	0	1	0	14	
合計	794	551	0	61	0	29	8	326	112	7	10	70	10	26	7	43	1503	

令和2年度 虐待通告の内訳

	室蘭市	苫小牧市	登別市	伊達市	豊浦町	壮瞥町	白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	むかわ町	日高町	平取町	新冠町	浦河町	様似町	えりも町	新ひだか町	管外	合計	
受理件数	116	234	38	44	7	2	21	0	4	4	7	23	2	3	5	6	2	30	3	551	
虐待認定	76	251	25	43	10	2	18	0	10	4	6	22	0	5	10	7	9	32	1	531	
年齢	乳児	8	18	1	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	1	0	37	
	幼児	24	107	13	16	3	0	8	0	4	1	0	12	0	3	1	3	5	0	201	
	小学生	21	82	9	15	5	2	7	0	2	1	2	7	0	2	6	1	5	14	0	181
	中学生	17	25	1	4	1	0	3	0	3	1	1	0	0	0	0	2	1	9	1	69
	それ以上	6	19	1	4	0	0	0	0	1	1	2	3	0	2	0	1	0	3	0	43
虐待種別	身体的	19	32	6	7	3	2	5	0	0	0	1	3	0	1	0	0	2	3	1	85
	ネグレクト	12	40	3	5	0	0	3	0	3	0	1	7	0	0	4	2	0	8	0	88
	性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	心理的	45	179	16	31	7	0	10	0	7	4	4	12	0	4	6	5	7	19	0	356

令和4年度苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

室蘭児童相談所苫小牧分室の設置から1年が 経って

令和4年6月15日

室蘭児童相談所苫小牧分室 板橋

● 児童虐待とは ●

子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるもので、体への暴力だけでなく、心を傷つける、衣食住の世話をしななども虐待にあたります。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、卑けどを刺わせる、戸外に締め込めるなど

性的虐待

子どもへの性物行為、性差や性交を見せる、児童ポルノの撮写体にするなど

ネグレクト

食事を与えない、身体や環境を不潔なままにする、乳幼児を車や車に鍵したまま外出するなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうがい問での差別的態度、子どもの目の前で配偶者をだに暴力ふるふりなど

児童虐待の通報受付ダイヤル

- 苫小牧市子ども相談室…0144-32-6369
- ※開庁時間外は…0144-32-6111
- 児童相談所全国共通ダイヤル…189
- ※24時間受付、送料無料
- 警察(緊急時)…110



● 苫小牧市子ども相談センターとは ●

苫小牧市健康子ども部子ども相談課と北海道室蘭児童相談所苫小牧分室が入る施設です。

業務内容

① 苫小牧市健康子ども部子ども相談課

子育てに係る相談全般、児童虐待通告および相談の受付

【受付時間】 平日 18:45～17:15

【電話】 0144-32-6369 【FAX】 0144-34-2777

② 北海道室蘭児童相談所苫小牧分室

18歳未満の子どもの相談や児童虐待通告および相談の受付、児童の心理などの判定業務

【受付時間】 平日 18:45～17:30

【電話】 0144-81-1882 【FAX】 0144-61-1892

ACCESS



● 施設の名前 / 苫小牧市子ども相談センター

- 住 所 / 苫小牧市友成町3丁目7番2号
 - 開設者 / 苫小牧市(苫小牧市健康子ども部子ども相談課)
- ※駐車場は福祉センターと兼用です。

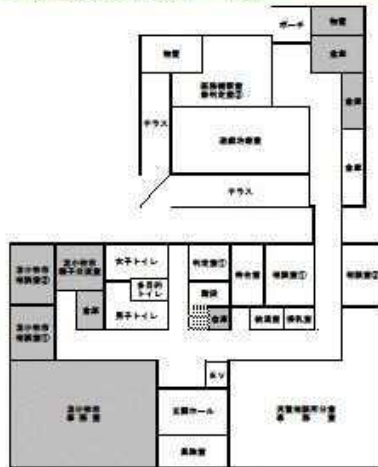
苫小牧市 子ども 相談センター

ご案内

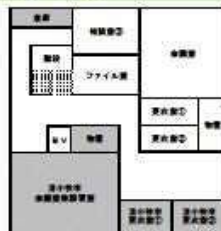
苫小牧市子ども相談センターは、
圏域における児童虐待の相談窓口として、
児童虐待の防止をはじめとした、
さまざまな取り組みを、
関係機関や地域の皆さんと
連携して実施することです。



苫小牧分室平面図 1階



苫小牧分室平面図 2階



※ 分室のある苫小牧市こども相談センター内には、「苫小牧市健康こども部こども支援課」も設置されています。
 (図の着色部分は、同市スペースです。)
 ※ 施設内に一時保護所は設置していません。

アクセスマップ



※ 苫小牧市福祉ふれあいセンターとなり
 (旧北海道立苫小牧病院跡地)

交通機関

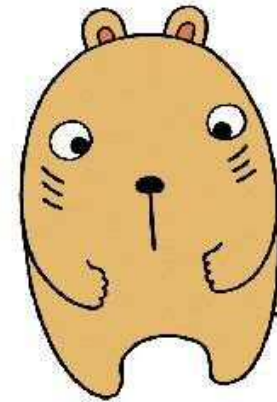
- JR苫小牧駅北口から徒歩20分
- 道南バス「双葉交番前」下車徒歩5分
 (26番 沼ノ端線、30番 千歳空港線)
- 苫小牧中央ICより自家用車で約5分

北海道室蘭児童相談所 苫小牧分室

〒053-0045 苫小牧市双葉町3丁目7番2号
 (苫小牧市こども相談センター内)
 TEL : 0144-61-1882 (直通)
 0144-61-1883 (夜間)
 FAX : 0144-61-1892
 ホームページアドレス
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/mrj/to/index.htm>
 ※ 開庁時間は、8:45~17:30です。
 夜間ダイヤルでは、虐待通告等、緊急の連絡を受け付けています。



北海道室蘭児童相談所 苫小牧分室 ご案内



児童相談所とは？

18歳未満の子どもの心や身体に関すること、家庭や学校での生活で困ったことなど、子どもに関わる様々な相談に応じ、その健やかな成長のため、一緒に考え、お手伝いをする公的な相談機関です。

相談と支援内容

たとえば、こんな相談を受け付けています。

【子育てのこと】

- ・しつけの仕方がわからない。
- ・子どもの面影を見られる人がいない。
(頼れる親族がいない場合など)

【子どもの成長のこと】

- ・大きくなって全然言葉を覚ええない。
- ・同じことで何回注意しても理解しない。

【子どものふるまいのこと】

- ・きょうだいや友達に暴力を振るう。
- ・家出や夜遊び、盗みを繰り返す。
- ・いじめや不登校で悩んでいる。



こうした相談に対して、児童相談所では、

- ・保護者やお子さんへのカウンセリング
- ・心理的なテスト（心理検査や発達検査）
- ・医師による診察と専門の病院の紹介
- ・一時保護所でのお子さんのお預かり

などでお手伝いをしています。

また、相談だけで解決が難しい場合には、児童福祉施設や里親などを活用してお子さんの成長を促すことができます。

※ お住まいの市町村での「巡回児童相談」も行っていきますので、御希望の方は市町村の福祉担当課等にお問い合わせください（苫小牧市を除く）。

里親制度とは？

様々な事情により、家庭で生活できない子どもたちを家族の一員として迎え入れ、「温かい愛情」と「家庭的な雰囲気」の中で育てていく制度です。

子どもたちを正しく理解し、子育てへの熱意と愛情を持ち、心身ともに健康な方であれば、

研修を受け、里親になることができます。道では、随時里親さんを募集していますので、関心のある方は当所にお問い合わせください。

※ 経済的に困難している方や犯罪による受刑歴、児童への虐待歴がある方は里親にはなれません。

【里親登録に関する問い合わせ先】

北海道室蘭児童相談所
〒050-0082 室蘭市寿町1丁目6番12号
TEL：0143-44-4152（直通）
FAX：0143-44-4829

【受付時間】

月曜日～金曜日 8：45～17：30
(祝日、年末年始を除く。)

分室の担当地域

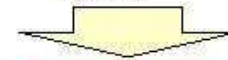
- ・胆振総合振興局管内の市町村のうち
苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、わかわ町
- ・日高振興局管内の全ての市町村
(日高町、平取町、新冠町、滝河町、樺似町、えりも町、新ひだか町)

※ 上記以外の胆振総合振興局管内の市町村については、北海道室蘭児童相談所が担当します。

児童虐待とは？

親などの保護者が子どもに対し、次に掲げる行為をしていることをいいます。

- ①身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、継続的に痛みを与える、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込めるなど。
- ②心理的虐待 言葉による暴力、一方的な脅し、無視や拒否、全否定、子どもへの家族への暴力など。
- ③性的虐待 性器や性交を見せたり、性的行為を強要すること。また、ポルノの被写体にすることなど。
- ④ネグレクト（育児放棄） 病院に受診させない、車内へ放置する、食事を与えない、衣類を不潔なままにする、学校などに通わせないなど。



虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大かつ深刻な影響を与えます。

「これは虐待かも？」と気になることがある方は迷わずに当所までお電話ください。また、虐待は子育ての大変さやお子さんの成長の問題から起こることもあります。児童相談所では、育児のアドバイスや支援機関の紹介もしています。自分が「虐待をしているかも？」と思ったときも一人で悩まず、いつでもお電話ください。（相談の秘密は守ります。）



○苫小牧分室って？

2021年1月から業務開始

<管轄地域>

- ・ 東胆振地域

苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町

- ・ 日高地域

平取町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、
新ひだか町

○苫小牧分室って？

※ 児童相談所（本所）と分室の違い

<本所>

一時保護所があることが一番の違いであり、そのほかに里親担当福祉司、市町村担当福祉司などの職員がいること、庁内業務を掌る庶務業務担当職員もいる

<分室>

児童福祉司、判定員、相談担当職員のみ

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

室蘭児童相談所（本所）など道内の児童
相談所

全相談件数に占める虐待対応件数は
2～3割程度

令和3年度
室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

苫小牧分室
全相談件数に占める虐待対応件数は
4割を超える

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

虐待通告相談の大半は警察からの
「面前DV相談」

これは全国的、全道的な傾向

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

「面前DV相談」の内容は、中には深刻なDVもあるが、多くは「こんな理由で夫婦はケンカするんだ」というものもある

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

警察からの連絡があると、その家庭
に対して、「夫婦のケンカが家庭内
で続くと、その様子を見ている子ども
たちにも影響を及ぼす」ことを説明
している

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

一方、面前DV相談以外の深刻な虐待事案もあり、こども相談課を中心としながら、病院や警察、場合によっては検察庁などとも連携しながら対応している

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

必要に応じて、お子さんを家庭から
分離するなどの一時保護も行ってい
るが、一時保護所は分室ではなく室
蘭児童相談所（本所）にある

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

一時保護したお子さんと会うために分室職員が本所に出向いたりするほか、お子さんとの面接のため、保護者に室蘭まで行ってもらったり、学校の先生方に面会に行ってもらったりしている

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

保護者が室蘭まで行けないこともあるため、その場合には分室職員がまず室蘭まで行ってお子さんを分室まで連れてきて、分室での面接が終了したら、今度は室蘭まで連れて帰り、室蘭に送り届けたら分室まで戻ってくることもしている

この場合、分室職員は苫小牧と室蘭を2往復するため、1日かけての業務となっている

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

なお、一時保護することを決定できるのは室蘭児童相談所（本所）であるため、苫小牧分室と本所との間で、臨時のリモート会議を行い、一時保護の必要性等を説明している

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

北海道内では旭川児相（本所）と稚内分室が、昭和の時代から本所と分室の関係を作っているが、旭川と稚内は国道ベースで240kmとかなり離れていること、稚内分室の相談件数及び一時保護件数が少ないという特徴がある

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

一方、室蘭児相（本所）と苫小牧分室は国道ベースで約70km、苫小牧分室の相談件数並びに一時保護件数は本所の件数を上回っていることなどが特徴である

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

同じ分室といっても、稚内分室と苫小牧分室には大きな違い（特徴）があることから、苫小牧分室としての特徴を生かしていくことが今後の課題である

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

2021年1月から苫小牧分室が設置されてから、同一敷地内にある苫小牧市こども相談課と日頃から連携をとりながら対応しているのも特徴の一つである

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

こども相談課と合同で研修を行ったりするなど、日頃からコミュニケーションをとるなどの関係を築いている

令和3年度

室蘭児童相談所苫小牧分室の様子

このように、苫小牧市内の相談であれば、
苫小牧こども相談課を中心に関係機関な
どの協力を得ながら対応している

苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき苫小牧市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）要保護児童に加え要支援児童若しくはその保護者または特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- （2）要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- （3）その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）で構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は苫小牧市長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

（調整機関）

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は苫小牧市健康こども部こども相談課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。
 - （1）協議会に関する事務の総括
 - （2）要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
 - （3）児童相談所その他の関係機関との連絡調整

(会議)

第5条 協議会に、代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、要保護児童対策全般についての情報交換、協議会の活動方針、関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。

- 2 代表者会議は、関係機関の代表者で構成する。
- 3 代表者会議は、会長が招集し、主宰する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、要保護児童の実態把握、要保護児童対策を推進するための啓発活動の企画ならびに要保護児童等についての情報交換および援助について協議する。

- 2 実務者会議は、関係機関に属する実務担当で構成する。
- 3 実務者会議は、調整機関の長が招集し、主宰する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について、関係機関に対し、相談または通告のあった事案に関する具体的な情報交換および援助方法等について協議する。

- 2 個別ケース検討会議は、関係機関のうち、個別の要保護児童等に関する機関に属する担当で構成する。
- 3 個別ケース検討会議は、調整機関の長が招集し、調整機関の長が指名する者が主宰する。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成機関・法人の役職員及び構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該機関・法人の役職員でなくなった場合及び協議会の構成員でなくなった場合においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 苫小牧市児童虐待防止連絡会議要綱(平成12年9月14日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。